

立山町防災児童館複合施設 利用等規約

(目的)

第1条 本規約は、立山町防災児童館複合施設（以下「複合施設」という。）の利用及び専用利用（以下「利用等」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(開館時間及び休館日)

第2条 複合施設の開館時間は、午前9時から午後6時まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日である場合は午後5時まで）とする。ただし、アカリエホールの専用利用がある場合は、当該ホールの専用利用時間まで開館する。

2 複合施設の休館日は、12月29日から1月3日までの日とする。ただし、複合施設管理者は、災害その他特別の事情があると認めるときは、臨時に休館日を設けることができる。

(遵守事項)

第3条 利用者及び専用利用者（以下「利用者等」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 施設、設備、器具等を破損し、汚損し、又は滅失させないこと。
- (3) 複合施設の施設内、敷地内で喫煙しないこと。
- (4) 複合施設管理者が認める場合を除いて金品の寄付募集を行わないこと。
- (5) 複合施設の管理上支障がある行為をしないこと。

(禁止事項)

第4条 利用者等は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 必要以外の場所に入出入りすること。
- (2) 収容人員を超えて入室すること。
- (3) くぎ付け、張り紙等により複合施設を損傷するおそれのある行為をすること。
- (4) 許可を受けないで、複合施設の施設内、敷地内で次の行為をすること。
 - ア 物品販売その他営業行為
 - イ 金品の寄付、募集等の行為
 - ウ 広告物を掲げ、又は宣伝ビラ等を配布する行為
- (5) 許可を受けないで、附属設備又は器具類を備付の場所以外に持ち出すこと。
- (6) 所定の場所以外で飲食をし、又は火気を使用すること。

(7) 危険物又は他人の迷惑になるものを持ち込むこと。

(原状回復)

第5条 利用者等は、施設の利用等を終了したときは、直ちに原状に復さなければならぬ。また、使用を停止され、又は利用を取り消されたときも同様とする。

2 利用者等が、前項の義務を履行しないときは、複合施設管理者が専用利用者に代わってこれを執行し、その費用を利用者等に請求することができる。

(損害賠償)

第6条 利用者等が、施設、設備、器具等を破損し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、複合施設管理者がやむを得ない事由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(利用等の制限)

第7条 複合施設管理者は、利用者等が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、複合施設の利用等を拒むことができる。

- (1) 公の秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれがあるとき。
- (3) 施設、設備、器具等を破損し、汚損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 前各号の行為となり得る物品を携行するとき。
- (5) 管理上支障があるとき。
- (6) 利用等が不相当と認めるとき。

(専用利用許可)

第8条 別表第1に掲げる施設を専用し利用する者(専用利用者)は、あらかじめ複合施設管理者に専用利用許可申請書(様式第1号)を提出し、許可を受けなければならない。

2 前項の申請書は、利用期日(利用しようとする日が引き続き2日以上あるときは、その初日)前6月(町外に住所を有する者に係る申請にあっては、3月)から利用期日前5日までの間に提出するものとする。ただし、複合施設管理者が複合施設の利用に支障がないと認めるときは、この限りではない。

3 映画、演劇、音楽会その他これに類する集會に複合施設を専用利用しようとする場合は、第1項の申請書にそのプログラム等を添付しなければならない。

4 専用利用許可は、申し込み順とする。ただし、公共又は公用のため特に必要があると認めるときは、この限りでない。

5 複合施設管理者は、第1項の許可に際し、管理上必要な条件を付することができる。

(専用利用許可の制限)

第9条 複合施設管理者は、第7条各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の許可をしないものとする。

2 前項の規定によるもののほか、複合施設管理者は、災害その他の町民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生防止並びに公の行事を行うため、複合施設を利用する必要があると認めるときは、前条の許可をしないものとする。

(専用利用許可の取消し等)

第10条 複合施設管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第8条の許可の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は取り消すことができる。この場合において、専用利用者に損害が生じても複合施設管理者はその責任を負わない。

- (1) この規約に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により、第8条第1項の許可を受けたとき。
- (3) 第8条第5項の規定による条件に違反したとき。
- (4) 第8条第1項の許可の後、前条各項のいずれかに該当することが判明し、又は該当することとなったとき。
- (5) 災害時の避難拠点として立山町が利用するとき。
- (6) 公の行事のため立山町が利用するとき。
- (7) 全各号に掲げるもののほか、複合施設の管理上支障があると認められるとき。

(許可書の交付)

第11条 複合施設管理者は第8条第1項及び次条第1項に規定する許可をしたときは、専用利用(専用利用変更)許可書(様式第2号)を交付するものとする。

2 複合施設の専用利用許可を受けた者は、前項の許可書を携帯し、係員が要求したときは、これを提示しなければならない。

(専用利用の変更等)

第12条 専用利用者は、第8条第1項により許可された事項を変更し、又は利用を中止するときは、専用利用変更許可(取消)申請書(様式第3号)に前条の許可書を添えて提出し、許可を受けなければならない。

2 前項の申請書は、利用期日の前日までに複合施設管理者に提出しなければならない。

(利用料)

第13条 専用利用者は、別表第1及び別表第2に定める利用料を前納しなければならない。ただし、複合施設管理者が特別な理由があると認めるときは、

後納することができる。

(利用料の増額)

第 14 条 専用利用が、次の各号のいずれかに該当するときの利用料は、当該各号の割合を増額する。

- (1) 営利を目的とする展示、即売会等 10 割増し
- (2) 営利を目的として入場料、会費の類を徴収するもの 10 割増し

(利用料の減額)

第 15 条 専用利用が、次の各号のいずれかに該当するときの利用料は、当該各号の割合を減額することができる。ただし、前条に規定する専用利用又は飲食を伴う会議に係る利用料は減免しない。

- (1) 立山町又は立山町教育委員会が主催して利用するとき 5 割相当額
- (2) 国又は県が主催して利用するとき 3 割相当額
- (3) 利用目的が公益上有益と認められ、立山町が専用利用者と共同利用するとき 3 割相当額
- (4) 利用目的が公益上有益と認められ、立山町が後援するとき 3 割相当額
- (5) その他複合施設管理者が特に必要と認めるとき 複合施設管理者が定める額

2 利用料の減額を受けようとする者は、**利用料減額(還付)申請書(様式第 4 号)**を複合施設管理者に提出しなければならない。

(利用料の還付)

第 16 条 第 13 条に規定する利用料の還付は、次の各号に定めるところとする。

- (1) 専用利用者の責めによらない事由により、専用利用することができなくなったとき 全額
- (2) 利用期日前 10 日までに取消しを申し出た場合 7 割相当額

2 利用料の還付を受けようとする者は、**利用料減額(還付)申請書(様式第 4 号)**を複合施設管理者に提出しなければならない。

3 複合施設管理者は、前項の申請に係る利用料の還付を決定したときは、**利用料還付決定通知書(様式第 5 号)**を交付するものとする。

(電磁的記録による提出等)

第 17 条 第 8 条、第 11 条、第 12 条、第 15 条及び第 16 条に規定する各様式は、電磁的記録により作成し、電磁的方法により提出又は交付することができる。

2 その他複合施設管理者が特に必要と認めるときは、前項の各様式について、電磁的記録による別の様式等を定めることができる。

(目的外利用の禁止)

第 18 条 専用利用者は、許可を受けた目的以外で施設を利用し、又はその権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(係員の立ち入り及び点検)

第 19 条 専用利用者は、その専用利用する期間において、管理上必要な係員の入室を拒むことができない。

2 専用利用者は、その専用利用が終了した場合は、速やかに係員に届け出て、点検を受けなければならない。

(破損又は滅失の届出)

第 20 条 利用者等は、施設、設備、器具等を破損し、又は滅失したときは、直ちに係員に届け出なければならない。

別表第 1 (第 8 条及び第 13 条関係)

施設名	使用日	利用料					
		午前 9 時～ 正午	午後 1 時～ 午後 5 時	午後 6 時～ 午後 10 時	午前 9 時～ 午後 5 時	午後 1 時～ 午後 10 時	午前 9 時～ 午後 10 時
アカリエ ホール ※会議室 1、2を含む	平日	6,000 円 (7,200 円)	8,000 円 (9,600 円)	9,600 円 (11,520 円)	14,000 円 (16,800 円)	17,600 円 (21,120 円)	23,600 円 (28,320 円)
	休日	7,200 円 (8,400 円)	9,600 円 (11,200 円)	11,520 円 (13,440 円)	16,800 円 (19,600 円)	21,120 円 (24,640 円)	28,320 円 (33,040 円)
にじいろ ひろば ※専用利 用する場 合	平日	1 時間あたり 3,000 円					
	休日	1 時間あたり 3,600 円					
アカリエ ひろば ※専用利 用する場 合	平日	1 時間あたり 6,000 円					
	休日	1 時間あたり 7,200 円					
町回廊 ※屋外ス ペース	平日	1 平方メートルにつき 1 時間あたり 10 円					
	休日	1 平方メートルにつき 1 時間あたり 12 円					

備 考	<p>※上記表中の（ ）内は冷房・暖房使用期間中の利用料。</p> <p>※営利目的又は入場料、観覧料その他これに類する料金を徴収するときの利用料は、上記表中の金額に10割を加算した金額とする。</p> <p>※利用時間を超過して使用したときの利用料は、1時間増すごとに利用料の2割を加算した金額とする。（超過利用時間に1時間に満たない端数が生じたときは、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間として計算する。）</p> <p>※休日とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日とする。</p> <p>※上記表中の価格はすべて税込み表記。</p>
-----	--

別表第2（第13条関係）

付属設備及び器具等	利用料	摘 要
可動観覧席	3,000 円	1 式 1 回
昇降ステージ	2,000 円	1 式 1 回
拡声装置 ※有線マイク 1 本付	2,000 円	1 式 1 回
ワイヤレスマイク ※ハンド型	1,000 円	1 本 1 回 ※追加用
ワイヤレスマイク ※タイピン型	1,000 円	1 本 1 回 ※追加用
CD プレイヤー	500 円	1 式 1 回
調光装置、スポットライト	3,000 円	1 式 1 回
可搬型プロジェクター	1,000 円	1 式 1 回
電動スクリーン	1,000 円	1 式 1 回
BD/DVD プレイヤー	500 円	1 式 1 回
持ち込み電気器具	1 kW あたり 100 円	1 機 1 回 ※各具の仕様書等に記載されている消費電力)
グランドピアノ	12,000 円	1 式 1 回
花（造花）	1,000 円	1 花 1 回
備 考	※利用時間を超過して使用したときの利用料は、1時間増すごとに利用料の2割を加算した金額とする。（超過利用時間に1時間に満たない端数が生じたときは、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間として計算	

	<p>する。なお、電気器具の持込料には超過料金をかけない。 ※上記表中の価格はすべて税込み表記。</p>
--	--